

令和5年度

社会福祉法人江差町社会福祉協議会事業計画

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や幅広い福祉関係団体の参加により地域福祉を推進していくことを目的とした活動を行ってまいります。

地域の福祉ニーズが多様化・複合化する中で、地域住民や関係機関・団体、江差町と協働し地域福祉活動を推進していくために、本会では法人運営部門、地域福祉部門、介護事業部門それぞれの機能が有機的且つ総合的につながり、町全体が目指す地域づくりとともにあるべき社協の事業・活動の目指すべき方向性や果たすべき役割を改めて確認し、今後の取り組みを強化してまいります。

そのためにも、昨年4月に策定した本会の第6期江差町地域福祉実践計画（活動計画：令和4年4月～令和9年3月：5年間）をもとに、江差町の第5期地域福祉計画と連動した「助け愛・支え愛」による地域共生社会の実現を目指し、住民ひとり一人が地域を構成する一員として互いに助け合い支え合って地域社会を再構築する「新しい支え合い」の仕組みづくりと、地域のニーズに合わせ自助・互助・共助・公助の関係が相互に関りながら「誰もが安心してくらせるまちづくり」の実現に向けて取り組んでいきます。

また、今年7月で江差町成年後見支援センターは設立から丸5年を迎ますが、成年後見制度に関わる機関や専門職と相互の連携強化を図ることを目的とした中核機関としての役割をより一層進めてまいります。また、法人後見受任業務や日常生活自立支援事業の取り組みを生かし、地域に根づいた権利擁護体制の構築に向けた取り組みも継続して進めてまいります。

介護事業部門においては、介護が必要になった方でも可能な限り住み慣れた地域やご自宅での生活を続けられるよう、利用者の思いに寄り添った質の高い介護サービスを提供するとともに、関係機関や地域住民と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指していきます。また、江差町から受託する介護予防事業の運営をとおして、高齢者が要介護状態になることを予防し生き生きと毎日を過ごせるよう、健康づくりの取り組みを進めてまいります。

社会福祉協議会が地域での信頼を高め、活動していくには健全な運営と人材の育成・職員体制の充実が重要と考えております。このことを社会福祉協議会運営における大きな課題事項と捉え、経営の安定と組織体制づくりに努めてまいります。

<事業推進計画>

1. ボランティア活動の推進と情報発信
2. 生活相談支援（権利擁護、生活福祉資金等）の充実
3. 高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービス、介護予防事業の充実
4. 事業経営を安定的持続的なものとなるように、財政健全化の取り組み

令和5年度 事業計画

事業名 【法人運営部門】	事業の主旨と内容		備考
社協の運営機能の強化	<p>1. 主旨</p> <p>理事会等の開催を通して法人運営機能の強化を図り、法人の効果的運営を目的として役職員の資質向上に努めるとともに、社協会員の加入促進を積極的に取り組みます。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 法人運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①理事会 ②評議員会 ③監事会（定例監査年4回・決算監査年1回） ④財政健全化検討会議 <p>2) 役員事務局体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①役職員研修 ②職員会議 <p>3) 社協会員の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①賛助会員・会費 <p>個人世帯年額1口1,000円 団体企業年額1口3,000円</p>	
広報・啓発活動	<p>1. 主旨</p> <p>地域住民に広く社協の役割や地域福祉活動を周知することで情報提供の充実を図ります。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 広報誌「福祉だより」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年3回 <p>2) ホームページ作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業内容、賛助会員、地域福祉実践計画、情報公開（計算書類・役員等名簿）、事業計画・予算、事業報告・決算報告、生活相談窓口、権利擁護、災害義援金の募集など 	財源 1) 共同募金助成金等
愛情銀行	<p>1. 内容</p> <p>町民より寄せられた寄付金及び物品（預託）を地域福祉事業の貴重な財源として活用します。</p> <p>1) 一般預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本会へ善意の寄付 ②チャリティイベント益金 ③歳末たすけあい托鉢淨財 <p>2) 物品預託</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リングプル 「かあちゃん食堂たまりば」での収集活動（車イスとの交換）への協力 ②使用済み切手 「日本キリスト協会海外医療協会（J O C S）」海外医療協力活動への協力 ③衣料品（綿製品）等 「N P O 法人南桧山あゆみ共同作業所」でのウエス加工用材料収集への協力 ④ベルマーク 「江差小学校」「南が丘小学校」での収集活動への協力 		
貸出事業	<p>1. 内容</p> <p>町民に広く活用いただくことを目的に福祉機器や行事用テント等の貸出しを行ないます。</p> <p>1) 貸出物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車イス（介助式・自走式） ②折りたたみベッド（電動リクライニング付） ③行事用テント ④高齢者疑似体験セット（大人用） ⑤書籍・D V D 		

令和5年度 事業計画

事業名 【地域福祉部門】	事業の主旨と内容		備考
地域福祉実践活動の推進（小地域ネットワーク活動）	<p>1. 主旨 第6期地域福祉実践計画の基本理念『「助け愛・支え愛」を未来へつなげ誰もが安心して暮らせるまちづくり』をもとに、町の地域福祉計画と連動し、地域のニーズに合わせ、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のネットワークづくりと地域福祉活動の推進を目指してまいります。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 地域福祉実践計画策定委員会開催 ①第6期地域福祉実践計画の評価・見直しに関する協議</p>	
ふれあい・いきいきサロン推進事業	<p>1. 主旨 地域を拠点に、住民が主体的に活動し参加できる環境づくりをボランティアと協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく交流の場づくりの活動を推進します。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 江差町内のサロン活動の活性化を促すモデルとして「かあちゃん食堂たまりば」の活動に対し、活動費の助成を行います。 ○助成額 5万円</p> <p>2) サロン事業 ①おでかけサロン事業（移動型サロン） ②ふれあいサロン事業（昼食会）</p>	<p>財源 1) 愛情銀行預託金 2) 共同募金助成金</p>
ボランティア活動の推進	<p>1. 主旨 社会福祉協議会が担うボランティアセンターの機能を発揮する取り組みを進め、ボランティア活動の充実を図り、ボランティアの人材育成及び活動の相談、登録、需給調整を行います。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) ボランティアセンターの運営 ①ボランティア登録制度 ボランティア活動をしている団体・個人（ボランティア登録）とボランティア活動をしてほしい団体・施設（ボランティニアード登録）のコーディネート ②ボランティア活動団体の情報提供及び活動支援 ③ボランティア活動保険の加入受付 ④災害時のボランティア情報の発信・派遣連絡調整 ⑤江差町地域防災計画との連携・連動</p> <p>2) ボランティア活動研修会の開催 ①災害ボランティアセンター設置・運営に関する内容の研修会開催（演習含む）</p>	
福祉・ボランティア団体等への活動支援	<p>1. 主旨 町内でさまざまな活動を続ける福祉・ボランティア団体の活性化を図るために、運営費の助成を行います。</p>	<p>2. 内容</p> <p>①指定団体 8団体 ②助成額 総額16万円以内（1団体2万円以内）</p>	<p>財源 共同募金助成金、愛情銀行預託金</p>

令和5年度 事業計画

事業名	事業の主旨と内容		備考
学校教育ボランティア活動等への支援	<p>1. 主旨 学校教育の場で行われるボランティア活動に対し、活動費の助成を行います。</p>	<p>2. 内容 対象学校数 7校 (小学校、中学校、高校、高等看護学校) 指定数 4校以内 (令和4年度申請実績2校) 助成額 総額8万円以内 (各校2万円以内)</p>	財源 共同募金助成金、愛情銀行預託金
生活相談窓口の充実	<p>1. 主旨 常設の相談窓口として、日常生活での困りごとや心配ごとなどの相談を随時受け付け、さまざまな関係機関や地域住民と連携し、課題解決に向けて取り組みます。</p>	<p>2. 内容 1) 生活相談（権利擁護、生活福祉資金等） 2) 介護や福祉に関する相談（介護保険事業、障害者総合支援事業） 3) 緊急通報システム相談用電話対応（設置：江差町）</p>	
法人後見事業	<p>1. 主旨 認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が低下した方が適切に福祉サービスの利用ができるよう支援し、利用者の権利を擁護する事業を行います。</p>	<p>2. 内容 1) 江差町成年後見支援センター事業 ①成年後見制度に関する相談及び利用支援 ②成年後見制度に関する広報及び啓発 ③市民後見人の養成・支援 ④市民後見人候補者の登録・受任調整 ⑤市民後見人候補者の適正な活動のための支援体制の構築 ⑥成年後見制度に関する関係機関との連携 ⑦後見支援センター運営協議会の開催 ⑧その他中核機関としてのセンター運営に関し必要な事業 2) 法人後見受任事業 ①法人後見業務 ②後見支援員の委嘱 ③後見事務 ④令和4年度市民後見人養成講座受講料助成事業 ⑤あんしんお預かり事業（独自事業） ⑥死後事務委任契約事業 <新規> 3) 日常生活自立支援事業 ①福祉サービス利用援助契約の締結 ②生活支援計画の作成 ③書類等預かりサービスの実施 ④生活支援員の活動支援</p>	財源 1) 江差町受託事業 3) 道社協受託事業

令和5年度 事業計画

事業名	事業の主旨と内容		備考
生活福祉資金貸付事業	<p>1. 主旨 生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、生活を維持するための貸付及び相談対応を行います。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 生活応急資金の貸付 ①限度額：生活保護世帯 2万円 生活保護申請中の世帯 5万円 ②貸付期間：6ヶ月以内 ③貸付利率：無利子 ④貸付要件：連帯保証人 1名、地区担当民生委員の署名 ⑤償還方法：割賦又は一括償還</p> <p>2) 生活福祉資金の貸付（相談・申込協力） ①実施主体：道社協 ②貸付対象：他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯 ③貸付種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援費、不動産担保型生活資金、緊急小口資金</p>	財源 1) 愛情銀行預託金
共同募金運動の推進	<p>1. 主旨 全道・広域助成金と市町村地域助成金の使いみちをより多くの町民に知っていただき、地域の理解を受けながら赤い羽根共同募金運動を推進します。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 期間：10月1日～12月31日 2) 赤い羽根共同募金運動 ①街頭募金の実施（町の行事等との連携） ②戸別募金協力依頼 ③募金箱設置協力依頼 ④職域募金協力依頼 ⑤寄付金付きグッズ（ご当地ピンバッジ）の制作 ⑥ピンバッジ募金用ガチャマシーン設置</p>	
福祉団体活動支援及び連携・協働	<p>1. 主旨 地域の中で重要な役割を担い活動を行っている福祉団体等の事務局運営と活動支援を行い、地域との連携・協働を深めてまいります。</p>	<p>2. 内容</p> <p>1) 事務局運営及び活動支援 ①江差町内会連合会 ②江差町老人クラブ連合会 ③江差町高齢者事業団 2) 活動協力及び連携 ①江差町民生委員児童委員協議会 ②サポートセンターひやま</p>	

令和5年度 事業計画

事業名 【介護事業部門】	事業の主旨と内容	備考
介護保険事業及び障害者総合支援事業	<p>1. 主旨 介護保険法及び障害者総合支援法に基づき、地域に居住する要援護者に対し、身体機能の維持や自立支援の向上、社会的孤立の解消及び防止、介護者の負担軽減など在宅での生活が維持できるよう、利用者主体で即応力のあるサービス提供を行います。</p>	
(介護保険事業)	<p>2. 「えさし社協居宅介護支援事業所」 1) 居宅介護支援事業 (ケアプラン作成) 2) 介護予防支援事業 (介護予防ケアプラン作成) 3) 日常生活支援総合事業 (自分のためのはづらつ計画書作成)</p> <p>3. 「えさし社協デイサービスまるやま」 1) 通所介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス)</p> <p>4. 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防教室) 1) いきいき健康教室 2) 転ばん塾等</p>	財源 2)・3) 町受託事業
(障害者総合支援事業)	<p>5. 「えさし社協ヘルパーステーション」 1) 訪問介護 2) 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス) 3) 居宅介護 4) 重度訪問介護 5) 地域生活支援事業 (移動支援)</p>	財源 5) 町受託事業
福祉有償運送 (移送サービス)	<p>1. 主旨 自家用有償旅客運送者登録 (北海道運輸局函館運輸支局) を行い、介護認定を受けている方や身体に障がいを抱える方の通院や入浴、買い物のための移送を行います。また、町内の病院に入院し、他の医療機関への受診等が必要な方で移送手段がない場合の移送も行います。</p>	<p>2. 内容 1) 福祉有償運送登録車両数 10台 2) 福祉有償運送登録運転者数 11名 3) 旅客の範囲 ①身体障がい者、介護認定者、要支援認定者、その他の障がい者 ②上記①でそれぞれのサービスを受けられない事情があり、入退院、通院（入院中含む）等で車イス・ストレッチャーを利用する者 4) 利用料 ①片道 250円 ②片道 200円</p>
苦情解決窓口の設置	<p>1. 主旨 本会が行う介護保険事業及び障害者総合支援事業等の利用者が福祉サービスの利用にあたり感じた不満や苦情に対し、話し合いにより解決することを目的として苦情解決窓口を設置します。</p>	<p>2. 内容 1) 苦情受付担当者が苦情の受付・事実確認、第三者委員への報告を行う 2) 苦情申立人・苦情解決責任者・苦情受付担当者による話し合いを行う（第三者委員が助言を行うほか必要に応じて立会いをする） 3) 話し合われた結果を第三者委員・理事会・行政（必要な場合）に報告</p>